

●社会教育施設、社会体育施設の利用について (R4.1.21～)

施設名	利用について
恐竜博物館	利用可
カルチャーセンター	ホー ル : (492 人まで利用可) ク ラ ブ 活 動 室 : (制限なし) 第 1 会 議 室 : (36 人まで利用可) 第 3 会 議 室 : (45 人まで利用可) 大 会 議 室 : (126 人まで利用可) 児 童 室 : (18 人まで利用可) コ ン ピ ュ ー タ 研 修 室 : (16 人まで利用可) 茶 室 : (制限なし) 研 修 室 : (制限なし) 視 聴 覚 室 : (54 人まで利用可) ア ー ト ホ ー ル : (制限なし)
町立図書館	利用可 (室内での閲覧、学習可)
公民館分館	利用可
スポーツセンター	武 道 場 : 利用可 プ ー ル : 利用可 ア リ ー ナ : 利用可
町民グラウンド	利用可
小・中学校体育館	利用可
小・中学校グラウンド	利用可
社会教育センター (体育館・グラウンド)	グラウンド : 利用可 体 育 館 : 利用可

【共通事項】

- ・ 感染防止措置を実施しない方のご利用は原則お断りします。
また、やむを得ず感染対策が取れない場合は事前にご相談ください。
- ・ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、変更があった場合は HP にてお知らせします。
- ・ 感染予防対策を徹底し、チェックリスト (別紙) を作成、保管のうえご利用をお願いいたします。
- ・ 少しでも体調の悪い方、症状がある方は利用を控えてください。
- ・ 3密 (密閉、密集、密接) 回避としての換気、ソーシャルディスタンスの確保をお願いします。
- ・ 利用者によるマスクの着用 (体育施設は可能な限り)、手指の消毒、手洗い、うがいの実施と徹底をお願いします。
- ・ 共有して使用した用具類等はアルコール等で各自消毒を行って下さい。